

健康福祉委員会

令和3年7月15日

健康政策部 資料35番

所管 感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養者訪問事業について

1 自宅療養患者の療養体制構築の必要性について

新型コロナウイルス感染症と診断された際、保健所が調査を行い、患者の療養先を決定するが、患者数が急増した場合、すぐに入院や宿泊療養ができず、自宅療養者が多数発生することが予想される。令和3年1月の第3波の際は、自宅療養者に対して、保健所から電話による健康観察等を実施したが、特に高齢者など、直接訪問して体調確認する必要がある患者もいた。今後、患者数が増加する可能性もあり、自宅療養患者について対応できる体制を構築しておく必要がある。

2 自宅療養者への訪問事業について

保健所が訪問による体調確認が必要と判断した者について、区内訪問看護ステーションへ訪問および電話による健康観察を委託し、自宅療養中も適切な体制で健康観察を実施する。

対象者：新型コロナウイルス感染症と診断され自宅療養をしている患者のうち

保健所が訪問による健康観察が必要と判断した者

方法：訪問看護ステーションへ依頼し、対象者宅へ看護師が訪問する。

状態によって、翌日以降電話での健康観察を行う。